

# 第11回 東海高等学校剣道選抜大会

## 《ご宿泊とお弁当のご案内》

この度、「第11回東海高等学校剣道選抜大会」が草薙総合運動公園このはなアリーナにて開催されるにあたり、ご参加の皆様のご宿泊を(株)日本旅行静岡支店が担当させていただくこととなりました。下記の通りご案内致しますので、熟読の上、お申し込みお待ちしております。

### 宿泊プラン（募集型企画旅行）

- ・ 宿泊プランは、(株)日本旅行静岡支店が企画・実施する募集型企画旅行です。取消料は、宿泊プランの「取消料」欄をご確認ください。
- ・ 申込条件：当プランは第11回東海高等学校剣道選抜大会に参加する選手、引率、応援保護者の方にお申し込みいただけます。
- ・ 団体のお申し込みは、その代表者を契約責任者として契約の締結及び解除に関する取引を行います。
- ・ 特別な配慮を必要とするお客様は、申込書のその他ご要望欄にご記入するなど、事前にお申し出ください。
- ・ 競技会場に交通便利で風紀、衛生、防災上支障がないと認められる宿泊施設を斡旋いたしますが、ご提供できる施設全てが希望に沿った施設でないこともございます。何卒ご理解願います。
- ・ お申し込みの方は、個人情報の宿泊機関・大会事務局への提供について同意のうえお申し込みください。

### ① 行程 宿泊プラン設定日:2025年2月15日(土)

日時	行程(往復交通費は含まれておりません)	食事条件
1日目	ご自宅または各地→(各自移動・お客様負担)→各宿泊施設 <静岡・清水泊>	朝食付 または 夕食・朝食付
2日目	各宿泊施設→(各自移動・お客様負担)→ご自宅または各地	

### ② ホテルリスト 代金は、お一人様1泊あたり、消費税・サービス料込みの代金です。

エリア	No.	ホテル名	部屋タイプ	宿泊プラン代金 1泊朝食付	宿泊プラン代金 1泊夕食付	公共交通でのアクセス	駐車場 (普通車の場合)	朝食開始 可能時間
静岡駅 付近	1	静鉄ホテルプレジオ 静岡駅南	禁煙シングル	¥13,500		JR静岡駅南口より徒歩約2分	提携駐車場のご案内となります	6:30～
	2	静鉄ホテルプレジオ 静岡駅北	禁煙シングル	¥13,000	¥15,000	JR静岡駅北口より徒歩約3分	提携駐車場のご案内となります	6:30～
	3	三交イン 静岡駅北口	禁煙シングル	¥14,000		JR静岡駅北口より徒歩約8分	提携駐車場のご案内となります	6:30～
	4	ホテルウィングインターナショナル静岡	禁煙シングル	¥12,000	¥15,500	JR静岡駅北口より徒歩約13分	提携駐車場のご案内となります	6:30～
	5	静岡ホテル時之栖	禁煙シングル	¥9,000	¥11,000	JR静岡駅から タクシーで約7分	あり(先着順)・無料	6:30～
	6	静岡タウンホテル ⑩	禁煙シングル	¥9,800		JR静岡駅北口より徒歩約5分	提携駐車場のご案内となります	7:00～
清水駅 付近	7	東横INN 静岡清水駅前	禁煙シングル	¥9,000		JR清水駅西口から徒歩約5分	あり(第二駐車場徒歩5分)・600円	6:30～
	8	ホテルルートイン 清水インター	禁煙シングル	¥10,800	¥13,800	JR清水駅西口より タクシーで約10分	あり(先着順)・無料	6:30～
	9	ホテルマイステイズ 清水	禁煙シングル 禁煙ツイン(2名1室)	¥14,300 ¥10,000		JR清水駅西口から徒歩約3分	あり(予約可)・1,100円	7:00～

⑩静岡タウンホテルの朝食は、パン・ドリンク・スープの軽朝食となります。

- ・ お申し込みいただける食事条件はホテルにより異なり、夕朝食付のプランは一部のホテルに限定されます。夕朝食付プラン希望多数の場合は、朝食付プランのみのホテルへの斡旋となりますのでご容赦ください。
- ・ 朝食付プランの朝食は、ホテル宿泊者に無料にて提供されるホテルサービスの朝食を含みます。
- ・ アレルギー対応が必要な場合は、今後決定した宿泊施設に直接お問い合わせください。
- ・ 部屋タイプは、シングルは1部屋を1名様、ツインは2名様にてご利用いただけます。いずれも、バス・トイレ付きのお部屋となります。
- ・ 最少催行人員は1名です。ただし、ツイン希望の場合は、2名様以上でお申し込みください。
- ・ 添乗員は同行いたしません。約款に定める旅程管理は行いません。宿泊施設へはお客様ご自身でチェックインお願い致します。
- ・ 駐車場が予約制の場合：駐車場のご予約は、お客様ご自身にてお願いいたします。
- ・ バスなど普通車以外にて駐車場をご利用ご希望の場合：直接宿泊施設へお問い合わせお願いいたします。

### ③ 宿泊プラン取消料

お取消・変更をお申し出頂いた日時によっては、取消料を申し受けます。

お申し出日は、弊社の営業時間内のFAX受信日時と致します。営業時間外に受信した変更・取消は翌営業日扱いと致します。

#### 取消料

	旅行開始後の解除 または無連絡不参加	当日 (2/15)	前日 (2/14)	2～3日前 (2/12～13)	4～5日前 (2/10～11)	6～7日前 (2/8～9)	8～20日前 (1/26～2/7)
1～14名	100%	50%	20%		無料		
15～30名	100%	50%	20%		無料		
31名以上	100%	50%	30%		10%		

## お申し込み方法（岐阜県）

<p><b>申込受付</b> 2025年 2月4日(火) 17:00〆切</p>	<p>別紙「申込書」「宿泊者名簿」に必要事項を記入し、「日本旅行静岡支店スポーツデスク」へFAXにてお申し込みください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊施設のご指定はいただけません。ご希望に添えない場合もございますので、必ず、第三希望までご記入ください。</li> <li>・ 受付期間を過ぎての受付はいたしません。必ず受付期間内にお申し込みください。</li> <li>・ 宿泊プランは(株)日本旅行静岡支店の扱う募集型企画旅行契約です。取消料は宿泊プラン「取消料」欄をご確認ください。</li> <li>・ ご登録いただいた個人情報に関して、(株)日本旅行が運營業務をサポートするイベントに係る目的以外で利用しません。個人情報の管理には当社個人情報保護方針に基づき、適切に取扱いいたします。</li> <li>・ お電話での申込みは承れません。</li> </ul>
<p><b>宿泊施設の回答</b> 2025年 2月7日(金)</p>	<p>〆切り後、「請求書」「宿泊確認書」「領収証発行依頼書」等のご案内書類を、お申込書にご記載いただいた学校様のFAX宛にお送りいたします。</p>
<p><b>ご旅行代金のお支払</b> 2025年 2月10日(月)</p>	<p>「請求書」受領後、旅行代金(全額)を指定の銀行口座へ、速やかにお振込みお願い致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銀行の振込手数料はお客様にてご負担願います。</li> <li>・ 旅行契約は、当社が契約の締結を許諾し、申込金(旅行代金全額)を受領した時点で成立します。</li> <li>・ 金融機関にて発行される振込明細書が入金確認となります。当社より入金確認の連絡はございません。</li> <li>・ 領収証は、原則として振込明細書をもって代えさせていただきます。宛名、但し書き等を指定した領収証をご希望の方は、請求書と合わせて送付する「領収証発行依頼書」にてご依頼ください。大会終了後、2週間程度でご郵送いたします。</li> </ul>
<p><b>変更・取消</b> 大会会期まで</p>	<p>取消や変更が生じた場合は、お送りいただいた宿泊申込書の該当箇所を加筆修正あるいはその他ご要望欄にご記入の上、FAXにてお送りください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ お客様からのお申出によりいつでも契約解除できます。</li> <li>・ 取消日時によっては、所定の取消料を申し受けます。詳細は宿泊プラン「取消料」欄をご確認ください。</li> <li>・ お申出日は、弊社の営業時間内のFAX受信日時と致します。営業時間外に受信した変更・取消は翌営業日扱いと致します。</li> <li>・ お電話での変更・取消は承りません。ただし、ご宿泊日当日の変更・取消に関しては、直接ご宿泊施設までご連絡いただいた後、大会終了後に日本旅行にご連絡をお願いいたします。</li> </ul>
<p>大会終了後</p>	<p>お振込みいただいた後に変更・取消にて生じた減額分は、大会終了後にご指定の口座へ振込にて返金いたします。領収証発行のご依頼をいただいた場合は、大会終了後郵送にて領収証を送付いたします。発行まで、おおよそ2週間程度のお時間をいただきます。</p>

## 昼食弁当プラン ※旅行契約外となります。取消料は下記③「取消料(昼食弁当プラン)」欄をご確認ください。

① 設定日 2025年2月16日(日) ② 料金 1,000円(税込)／個 内容:幕の内(パック茶付)

- ・ 競技会場内の弁当受け渡しデスクにて、午前11:00より配布いたします。各チームごと、デスクにてお引き取りください。
- ・ 料金は、配達費用・ゴミ回収費用を含んだ料金です。
- ・ 当日の販売はございません。宿泊プランと合わせてお申込みいただくことをお勧めします。弁当プランのみでの申し込みも受付いたします。
- ・ 衛生上の規約により、指定時間にお召し上がりください。・アレルギー対応はいたしかねます。

### ③ 取消料(昼食弁当プラン)

2日前(2月14日(金))17:00より前	無料	2日前(2月14日(金))17:00以降	100%
-----------------------	----	----------------------	------

## お申込み／お問い合わせ

### 株式会社日本旅行静岡支店 スポーツデスク 担当:小泉・須之内・植野・鈴木

営業時間: 平日9:30~17:30 休業日: 土曜日・日曜日・祝日  
住所: 〒420-0857 静岡県静岡市葵区御幸町6 静岡セントラルビル9階  
TEL: 054-254-8375 FAX:054-254-8374

◆旅行企画・実施  
株式会社 日本旅行 静岡支店  
一般社団法人日本旅行業協会正会員 観光庁登録旅行業第2号 ボンド保証会員  
〒420-0857 静岡県静岡市葵区御幸町6静岡セントラルビル9F  
総合旅行業務取扱管理者 高橋 孝忠  
営業時間 平日9:30~17:30 休業日 土曜日・日曜日・祝日

※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う支店での取引の責任者です。  
この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明点があれば、ご連絡なく上記の総合旅行業務取扱管理者にお尋ねください。



旅行業公正取引  
協議会 会員



中相25-001

FAX送信先：054-254-8374 ※宿泊者名簿も一緒にFAXをお願いいたします。	静岡・愛知・三重	1月21日（火）17：00着信分
	岐阜	2月4日（火）17：00着信分

### 第11回東海高等学校剣道選抜大会 宿泊・昼食(弁当)申込書

以下の個人情報の宿泊期間・大会事務局への提供について同意のうえ、申し込みます。

県名		競技種目	剣道	会場	草薙運動公園このはなアリーナ
ふりがな					
学校名	高等学校 剣道部				
TEL		FAX			
E-mail					
住所	〒				
ふりがな			連絡先 携帯番号		
代表引率者 氏名					

◎宿泊・食事・弁当のお申込(必要な人数・個数を記入下さい)

宿泊内容	2月15日（土）		16日（日）	希望宿泊ホテル ※必ず、第三希望までご記入ください。	
	男 (名)	女 (名)	夕食 (名)	弁当 (個)	第一希望 番号( ) ホテル名( )
引率者(監督等)					その他ご要望 ・宿泊施設配宿にあたり、優先する項目などあればお知らせください。
生徒(選手)					
生徒(応援)					
保護者					
他、バス乗務員など					
合計					
					第二希望 番号( ) ホテル名( )
					第三希望 番号( ) ホテル名( )

※希望宿泊ホテルにつきましては、希望者多数の場合ご要望に添えない場合もございますこと予めご了承ください。

※応援保護者様の宿泊手配につきましては、引率者・選手のお部屋を最優先に手配をさせていただきますので、お申込み状況により、同グループ内でも同じ宿泊施設にならない場合もございますのでご了承ください。

◎交通機関

宿舎への到着予定	月	日	時頃
利用交通機関	公共交通（電車・路線バスなど）		
・車種と台数	乗用車 台	マイクロ・小型バス 台	中型・大型バス 台
(○印と台数を記入)	その他 ( )		

※駐車場の予約申し込みではございません。宿泊手配の参考とさせていただきますのでお伺いしております。

※駐車場につきましては、宿泊施設決定のご連絡後、直接宿泊施設にお問い合わせ確認をお願いいたします。

【お問い合わせ・お申込】

株式会社 日本旅行 静岡支店 スポーツデスク  
〒420-0857 静岡市葵区御幸町6 静岡セントラルビル9F  
TEL：054-254-8375 FAX：054-254-8374  
営業時間：平日9：30～17：30（土日祝日休業）

【お客様の個人情報の取り扱いについて】 個人情報の送付を希望しない

①当社では、お客様からのご提供いただいた個人情報を厳重に管理し、申込みいただきました宿泊の手配、チケットの発送、お客様との間の連絡および大会主催者への提供ならびにこれらに付随する業務を行うために利用します。

②その他、当社の個人情報の取り扱いにつきましては当社ホームページ(<http://www.nta.co.jp>)をご参照ください。

③個人情報の取り扱いに関する問い合わせ先：株式会社日本旅行 静岡支店(支店長：戸伏俊之)TEL:054-254-8375

# 第11回 東海高等学校剣道選抜大会 ご宿泊者名簿

県名		学校名	高等学校		
競技種目	剣道	当日の連絡先	お名前:	携帯:	

宿泊日: 2025年2月15日(土) 1泊

No.	氏名	男女	区別	お部屋割り <small>ツインで同室の場合は同じ番号を記入</small>		備考	
例	東海 花子	男(女)	選手	ツイン	1		
	東海 優子	男(女)	選手	ツイン	1		
	東海 勝男	(男)女	監督	シングル	2		
1		男・女					
2		男・女					
3		男・女					
4		男・女					
5		男・女					
6		男・女					
7		男・女					
8		男・女					
9		男・女					
10		男・女					
11		男・女					
12		男・女					
13		男・女					
14		男・女					
15		男・女					
16		男・女					
17		男・女					
18		男・女					
19		男・女					
20		男・女					
		合計					名

※区別欄には、引率者(監督等)、選手、応援生徒、応援保護者、その他、バス乗務員の区別をそれぞれご記入ください。

※20名以上の場合はコピーしてご利用下さい。

## FAX: 054-254-8374



#### 14. 当社による旅行契約の解除

##### (1) 旅行開始前

① 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

ア. お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。

イ. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

ウ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

エ. お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

オ. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、3日目に旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行にあっては3日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

カ. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれがあると認めるとき。

キ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じ得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあると認めるとき。

② お客様が第6項(1)に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対して、第13項(1)の①に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

③ お客様が第4項(10)から(12)に該当することが判明したとき。

##### (2) 旅行開始後

① 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。

ア. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

イ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わなかったとき、又はこれら者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるおそれがあるとき、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由の発生が生じた場合において、旅行の継続が不可能となり、又は不可能となるおそれがあると認めるとき。

② 当社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、得たにもかかわらずのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

③ 当社は、本項(2)①ア、ウの規定により旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様のご負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

④ お客様が第4項(10)から(12)に該当することが判明したとき。

#### 15. 旅行代金の払い戻し

当社は、第11項の規定により旅行代金が減額された場合又は第13項及び第14項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

#### 16. 旅行費

(1) 当社はお客様が安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対し次に掲げる業務を行います。当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。

① お客様が旅行中、旅行サービスを受けることが出来ないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。ただし、本項(1)の個人旅行プランを除きます。

② 本項(1)①の措置を講じたにもかかわらず、旅行内容の変更をせざるを得ない場合において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨になかろうとするよう努めます。

③ お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

##### 【添乗員同行プラン】

(3) 添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行し、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行なわね、添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

##### 【現地添乗員同行プラン】

(4) 現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的の到着から出発まで現地添乗員が同行します。現地添乗員の業務範囲は本項(3)における添乗員の業務に準じます。

##### 【現地係員案内プラン】

(5) 現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません、当社は現地において当社が手配を代行させる者により、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行なわね、その者の連絡先は最終旅行日程表等の確定書面に明示します。

##### 【個人旅行プラン】

(6) 個人旅行プランには添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をご出発前にお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。

#### 17. 当社の責任及び免責事項

(1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたとときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限りします。

(2) 例え、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。

① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

② 運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害

③ 運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

④ 官公署の命令等によって生ずる旅行日程の変更、旅行の中止

⑤ 自由行動中の事故

⑥ 食中毒

⑦ 盗難

⑧ 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ず

る旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

(3) 当社は、手荷物として生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償いたします。

#### 18. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を受けることができます。

(2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければならないとします。

(3) お客様は旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行日程において違わぬことにより当社又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならないとします。

#### 19. 特別補償

(1) 当社は第17項の規定に基づき当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の特別補償制度により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により1万円~5万円を支払います。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。

(2) 当社が第17項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。

(3) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受して実施される小旅行(オプションツアー)のうち、当社が実施する募集型企画旅行については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。

(4) ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合には、募集型企画旅行参加中とはいたしません。

(5) お客様が募集型企画旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、山岳登山、ボブスレー、リュージュ、ハングライダー操縦その他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

#### 20. 旅程変更

(1) 当社は、次表左欄に掲げる旅行内容の重要な変更(次の1)、2、3に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第17項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

① ①に掲げる事由による変更の場、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変

イ. 戦乱

ウ. 暴動

エ. 官公署の命令

オ. 欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

カ. 運送、スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ. 運送サービス生命又は身体安全確保のために必要な措置

② 第13項及び第14項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

③ パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合には、当社は変更補償金を支払いません。

④ 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金の15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額は、1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

⑤ 当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後、当該変更について、当社に第17項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金に当社に返還しなければならないものとします。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

⑥ 当社は、お客様が預けた場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

#### ＜変更補償金の表＞

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地的変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金ものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りします。)	1.0	2.0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5 契約書面に記載した本旅行の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は食事その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1 旅行開始前とは、当該変更について旅行開始日の前日よりお客様に通知した場合をい、旅行開始後とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2 確定書面が交付された場合には、契約書面とあるものを確定書面と読み替えて適用し、この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と契約に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれ変更として取り扱います。

注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5 第4号又は第6号もしくは第7号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数発生した場であっても、1乗車船等又は1泊につき1変更として取り扱います。

注6 第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までを適用せず、第8号により扱います。

#### 21. 通信契約により、旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。))のカード会員(以下「会員」といいます。))より所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けることを条件に、以下の各号に基づき、「電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段」による旅行のお申し込みを受け場合があります。(以下「通信契約」といいます。)

① 通信契約についても当社「旅行業約款募集型企画旅行契約の部」に準拠いたします。

② 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づき旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

③ 通信契約の申し込みの際に、会員は、申し込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

④ 通信契約による旅行契約は、当社が申し込みを承諾する通知を発生し、当該通知がお客様に到達した時に成立します。

⑤ 通信契約締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社カードのカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただきます。

⑥ 当社からは、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。

⑦ インターネット等のIT関連通信技術を利用して旅行申し込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載されたことを確認いたします。

⑧ 会員の通信機器に本項⑦に係る記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、全員が記載事項を閲覧したことを確認します。

#### 22. 個人情報の取扱い

(1) ア. 当社は、ご提供いただいた個人情報について、①お客様との間の連絡のため、②旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、③旅行に関する諸手続のため、④旅行の安全管理のため、⑤当社の旅行契約上の責任において事柄時の費用等を担保する保険の手続きのため、⑥当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、⑦旅行参加後のご意見やご感想の取扱いのため、⑧アンケートの取扱いのため、⑨特典サービス提供のため、⑩統計資料作成のため、⑪利用させていただきます。

イ. 当社は、取得した購買履歴やWEBでの閲覧履歴等の情報を分析して、当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報のご案内及び広告の表示のために利用させていただきます。

(2) 本項(1)ア、②、③、④の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、クレジットカード情報、搭乗便名等を運送・宿泊機関、土産物店、当該クレジット会社等に書類又は電子データとして、提供することがあります。また、旅行代金を構築する目的で決済システム会社、クレジット会社にクレジット番号や決済履歴を電子的方法で提供することがあります。なお、土産物店の個人情報提供の停止をご希望される場合は、当該するパンフレットに記載する旅行申込窓口にご出発の10日前までにお申し出ください。(注:10日前が土日・祝日の場合はその前日までにお申し出ください。)

(3) 当社及び当社グループはお客様からご提供いただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、各社の営業案内、キャンペーン等のご案内のために、共同して利用させていただきます。共同利用する個人情報等は、当社が責任を持って管理します。なお、当社の個人情報の取り扱いに関する方針等の詳細、当社グループ会社の名称については、当社の店頭又はホームページ(<https://www.rnta.co.jp>)のプライバシーポリシーにてご確認ください。

(4) お客様は、個人情報の取扱いを委託することがあります。

(5) お客様は、当社の保有する個人データに対して訂正、削除、利用停止等の請求を行うことができます。問い合わせ窓口は訂正のみの販売店、それ以外は本社お客様相談室となります。

(6) 一部の任意記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に関連するサービスについては、適切にご提供できないことがあります。

個人情報保護管理者(お客様相談室長)  
問い合わせ窓口:本社お客様相談室  
電話:03-6895-7883 FAX:03-6895-7833  
e-mail:sodan\_shitsu@rnta.co.jp  
営業時間:平日 09:45~17:45

#### 23. その他

(1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼した場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、その費用をお客様にご負担いただきます。

(2) お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。

(3) 旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等をご追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。

(4) 現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅行保証の対象とはなりません。

(5) 旅行中に事故等が生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先にご通知ください。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、お客様がご負担いただくべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。

(6) ご集合時刻は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。

(7) 事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならぬ事態が生じても当社はその請求には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による日程変更にも応じられません。

(8) 当社がいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(9) 手荷物の運送は当該運送機関が行ない、当社が運送機関に運送委託手続きを代行するものです。

#### 24. 募集型企画旅行契約について

本旅行条件書に定める事項については当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

当社の旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。  
当社旅行業約款は、当社ホームページ(<http://www.rnta.co.jp>)からもご覧いただけます。

#### 25. 旅行条件の基準

この旅行条件は、2024年7月1日を基準としています。

旅行代金算出の基準日は、各パンフレットに記載しています。